

第48回全日本ジュニア障害馬術大会 2024 実施要項

主催：公益社団法人 日本馬術連盟

運営：障害馬術本部実行委員会

1. 期日 2024年8月22日(木) ～ 25日(日)

2. 会場 御殿場市馬術・スポーツセンター
静岡県御殿場市仁杉 1415-1

3. 競技日程 (競技日程は都合により変更することがある)

8月22日 フレンドシップ

I H 130cm 以下
II H 120cm 以下
III H 110cm 以下

8月23日 (第1日)

第1競技-1 ジュニアライダー選手権 (第1ラウンド)
第2競技-1 チルドレンライダー選手権 (第1ラウンド)

8月24日 (第2日)

第3競技-1 ヤングライダー選手権 (第1ラウンド)
第2競技-2 チルドレンライダー選手権 (第2ラウンド)

8月25日 (第3日)

第3競技-2 ヤングライダー選手権 (第2ラウンド)
第1競技-2 ジュニアライダー選手権 (第2ラウンド)

4. 競技種目および実施要領

第1競技 ジュニアライダー選手権 (2回走行)

基準 A 236条
273条 1, 2.2, 3.4.2, 4.4 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H120cm 以内 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以内

第2競技 チルドレンライダー選手権 (2回走行)

基準 A 236条
273条 1, 2.2, 3.4.2, 4.4 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H110cm 以内 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以内

第3競技 ヤングライダー選手権 (2回走行)

基準 A 236条
273条 1, 2.2, 3.4.2, 4.4 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H130cm 以内 W150cm 以内 分速 375m 13 障害以内

【第2ラウンド 出場人馬決定方法】

- (1) 第1ラウンドを完走した選手は、第2ラウンドに出場できる。
- (2) 複数頭で出場している選手は、第2ラウンドの出場馬1頭を宣言する。なお、宣言しなかった馬でも出

場できるが、宣言馬の後に出場し順位はつかない。

5. 出場順

- (1) 第1ラウンドの出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第2ラウンドの出場順は、第1ラウンドの成績のリバースオーダーとする。

6. 参加資格

- (1) 選手は、申し込み時において日本馬術連盟の登録会員でかつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 選手は、2024年12月31日時点で以下の年齢であること。

ヤングライダー	16才~22才
ジュニアライダー	14才~18才
チルドレンライダー	10才~16才
- (3) 申し込み出場グレード（ヤング/ジュニア/チルドレン）は、大会期間を通じて変更できない。
- (4) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (5) 2023年6月26日から2024年7月15日までに開催された、異なる2つ以上の公認競技会において、本大会に出場するグレードと同等もしくはそれ以上の認定種目で、総減点4以内で3回以上を完走していること（二段階走行競技も含む）。なお、完走実績は、同一人馬の組み合わせとする。ただし、スピードアンドハンディネス競技は実績の対象とはしない。
- (6) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

7. 参加条件

- (1) 全参加頭数は、およそ200頭とする。
- (2) 選手の出場は、1競技につき一選手3頭までとし、グレードを重複して出場できない。ただし、申し込み頭数が200頭を越える場合は制限することがある。
- (3) 第1ラウンドと第2ラウンドは、各々同一人馬が出場しなければならない。
- (4) 馬匹は、グレードを重複して出場できない。
- (5) 参加申し込みを行った時点で、騎乗する選手が競技会における馬の管理責任者となることを承諾しているものとする。これにより、厩舎地区の保安全管理の如何を問わず、薬物検査の結果に対する責任を含め馬の管理責任を免れることはできない。なお、選手が未成年の場合は、成人の者が手続きに立ち会うことはこれを妨げない。

8. 競技会規程

日本馬術連盟競技会規程、日本馬術連盟獣医規程の最新版による。

9. 選手の服装および馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第256条による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用すること。着用しない場合は出場を認めない（選手以外の者が騎乗する場合も同様とする）。コース下見に際しては、選手以外の者も同様に身だしなみのよい服装でなければならない。
- (2) 馬装は、日本馬術連盟競技会規程第257条による。
- (3) 選手のボディープロテクターの着用を推奨する。

10. フレンドシップ

- (1) 出場は、自由参加とする。
- (2) 選手は、本競技出場選手以外の者も出場できるが、本要項6.(1)を満たしていること。
- (3) 馬匹は、本競技 I・II・IIIを通して1頭につき、2鞍までの出場とする。

- (4) 本競技のエントリーは参加申込にあわせて行うこと。なお、競技進行の状況により変更・追加を認める場合がある。
- (5) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴および定められた馬術競技用ヘッドギアを必ず着用すること。
- (6) 本競技の出場順は日本馬術連盟ウェブサイト（特設サイト）にて発表する。

11. 参加料

- (1) 選手参加料 34,000円/1人馬
※ 参加料の内、1種目あたり2,000円を任意のオリンピック協賛金とする
 - (2) 馬匹参加料 10,000円/1頭
 - (3) フレンドシップ参加料 10,000円/1鞍
 - (4) 振込先 **三菱UFJ銀行 本店**
普通預金 2427381
障害馬術本部実行委員会 公益社団法人日本馬術連盟
- ※ **2021年から振込先が変更されましたのでご注意ください。**
- ※ **ATMやインターネットバンキング等で振込された場合の名義は、システム上“公益社団法人 日本馬術連盟”と表示される場合があります。**
- ※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする（振込み以外は受け付けない）。
- ※ 一度納入した参加料等は競技に出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

12. 申込方法および締め切り

- (1) 参加申込は、オンラインで受け付けし、**2024年7月22日（月）**到着分までとする。
- (2) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。
- (3) 申込締め切り後、エントリー済みの選手が怪我あるいは疾病などのやむを得ない事情により本大会に出場できないことが判明した場合、**8月21日（水）17時**までに指定の様式および医師の診断書の提出があれば、エントリーしていない選手への交代を認める。ただし、交代する選手と馬の組み合わせは、本要項 6.および 7.を満たしていること。また、手続きについては日本馬術連盟ウェブサイトにて確認のこと。

13. 宿泊

- (1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 馬付添い人の宿舎は利用できない。

14. 参加馬の入厩および退厩

- (1) 馬匹の在厩期間は、2024年8月21日（水）から8月25日（日）とする。在厩期間外に入退厩を希望する場合は、事前に競技会場へ直接問い合わせること。
- (2) 入厩時間は8月21日午前8時30分から午後4時まで、8月22日は午前7時30分から正午12時までとする。申込時に到着予定日、到着予定時刻を入力のこと。やむを得ず、入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。無届けの場合、入厩を許可しないことがある。
- (3) 入退厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行うこと。
- (4) 参加団体は、乗馬登録証および馬の健康手帳を携行し、入厩後は速やかに大会本部に提出すること。
- (5) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。

15. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。

(2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

16. 馬の防疫

(1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。

馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。

- ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・60 日以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、6 ヶ月+21 日以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
- ・競技場に入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種（または基礎接種の 2 回目）を受けていなければならない。ただし、競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
- ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。

(2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。

(3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。

(4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中（3 ヶ月）の馬匹は出場できない。

(5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

17. ドーピング検査

(1) 本大会に参加する全ての馬匹を対象として、規程に則りドーピング検査を行う場合がある。

(2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者（競技者）とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

18. 打ち合わせ会、連絡事項等

(1) 打ち合わせ会については、別途案内を行う。

(2) 連絡事項は、特設サイトに掲載する。また、会場内での放送にも注意すること。

19. 表彰式

(1) 表彰式は、各競技の第 2 ラウンド終了後に行う予定。

(2) 表彰式には正装で参加すること。正当な理由なく参加しない者は入賞の資格を失う。

20. 褒賞

(1) 各競技の第 10 位までを入賞とし、第 1 位から第 3 位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。

(2) 各選手権競技の優勝者の賞典は下記による。

ヤングライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞（チャレンジ） JOC カップ（チャレンジ） 文部科学大臣賞（賞状） 日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー） エルメス賞
ジュニアライダー障害飛越選手権 チルドレンライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞 文部科学大臣賞（賞状） 日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー）

(3) 入賞した馬匹の所有者に対し、飼育奨励金を支給することがある。

21. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後 実施される競技には出場できない。
- (2) 選手は、健康保険証（またはそれに代わるもの）を持参し、何らかの傷害保険に加入していること。
- (3) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- (4) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (5) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (6) 厩舎地区およびその周辺地区は、各参加団体の自己責任による自主管理とする。貴重品の管理には十分注意すること。
- (7) 施設を破損させた場合は速やかに大会実行委員会に報告すること。
- (8) 厩舎地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- (9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (10) 競技会場が定める遵守事項および注意事項を厳守すること。
- (11) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- (12) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (13) 本大会の実施種目は、日本馬術連盟のランキングポイントの対象種目としない。
- (14) 人や馬に関わる各種感染症の拡大等により大会日程が変更となる場合がある。
- (15) 当連盟、および当連盟が許可した報道機関または提携事業者が撮影する映像（写真・動画）が、放映およびインターネット配信を含む各種媒体に掲載されることがある。
- (16) 当連盟が許可した写真事業者によって撮影された写真が「参加者向け写真販売サービス」で販売されることがある。これらの肖像権に関する事項は、本大会にエントリーした時点で、上記取り扱いに関して承諾したものとす。
- (17) 本大会における競技またはインスペクション等競技に関連して生じる肖像権は、すべて当連盟に帰属する。